

別紙3を次のとおり改める。

1. (2) ②ロ(イ)のうち、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

1. (2) ⑪ハのうち、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

1. (2) ⑱ロのうち、「京都縦貫自動車道（ただし、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）」を「京都縦貫自動車道（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）」に、同ハのうち「令和6年4月6日」を「令和7年4月5日」に改める。

別添5のうち、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路（一般国道30号）の次に、

「

京都府道路公社が管理する道路（山陰近畿自動車道）

京都府道路公社が料金徴収を開始する日から西日本高速道路株式会社が別に定める日まで

	与謝 天橋立
宮津 天橋立	6.1

」を加える。